

社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会  
評議員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第9条及び本会旅費規則第2条第1項の規程に規定する評議員の報酬等について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 評議員の報酬は、これを支弁しないものとする。

(費用弁償)

第3条 評議員が、本会の主催・招集する会議等に出席し、又はその職務を行うために旅行する場合には、その費用の弁償として鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料を支給することができる。

2 前項の旅費額は、本会旅費規則の規定によって職員に支給する旅費相当額（原則として公共交通機関利用）とする。

3 旅費の支給についての路程は、常勤の勤務地がある評議員はその勤務地から、常勤の勤務地等がない評議員はその自宅を起点及び終点とする。

(規程の改廃)

第4条 本規程の改廃は、評議員会の決議によるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。